

1. 諮問事項

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第7条第1項に基づき、所沢市北中ふるさとの緑の景観地の追加指定をする。

※同条例第7条第2項において、景観地の指定時は、埼玉県環境審議会の意見を聴くこととされている。

2. ふるさとの緑の景観地の概要

- ・ 県内の優れた景観を有する樹林地を保全するため、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、地権者の同意のうえで、県が指定（令和7年3月31日現在、県内27地区約392haを指定済み）
- ・ 緑の景観地に指定された場合、樹木の伐採や土地の造成等には県への届出が必要
- ・ 県と「緑の管理協定」を締結した地権者には、固定資産税相当額及び維持管理費を交付し、保全を促進

3. 追加指定の概要

【景観地名】 所沢市北中ふるさとの緑の景観地

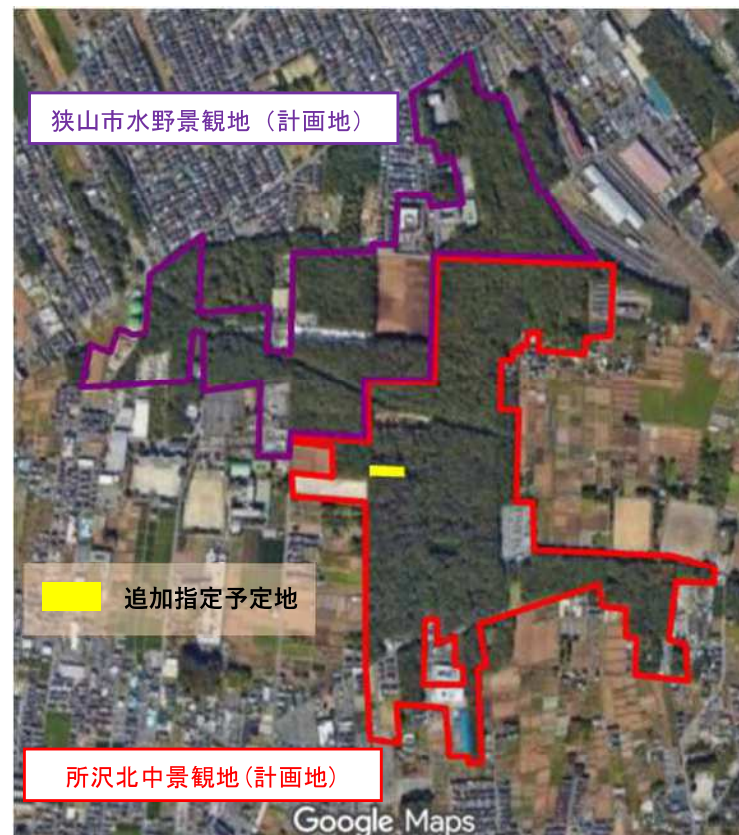
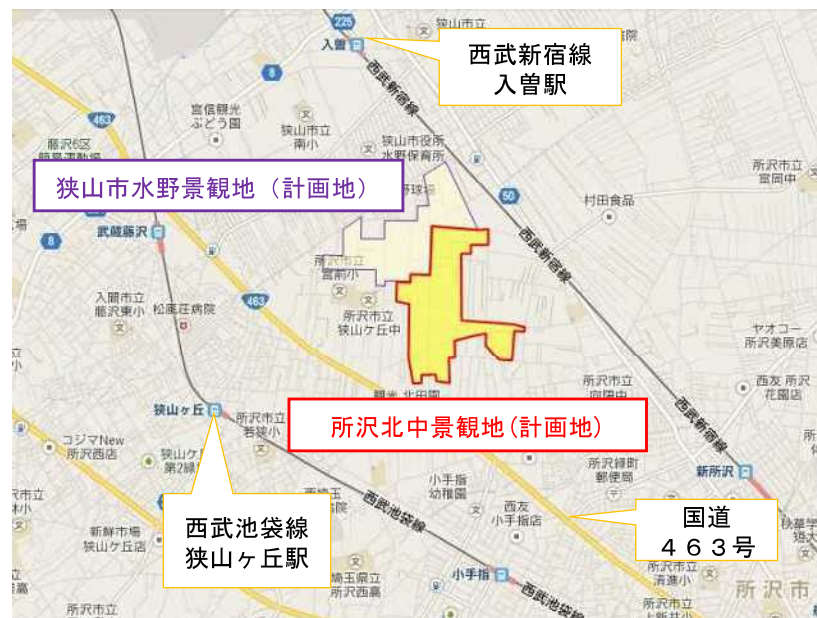
【所在地】 所沢市北中 及び 東狭山ヶ丘地内

【追加面積】 0.12ha（地権者1人）※全体面積21.52ha→21.64ha

【経緯等】

- ・ 景観地の指定について、地権者から同意が得られたため所沢市から指定の要望があった。
- ・ 市の緑の基本計画において、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区に位置付けられている。
- ・ 隣接する狭山市水野ふるさとの緑の景観地と合わせ、市街地に近接した大規模な樹林であり、武蔵野の面影を強く残す希少な地域である。

4. 指定・拡大区域の位置図



画像 ©2026 Airbus, CNES / Airbus, Maxar Technologies, 地図データ ©2026

5. 指定の流れ

- 令和7年 9月 指定について地権者が同意
市から指定の要望
- 12月 指定 (案) の公告・縦覧 (2週間)
所沢市長の意見聴取
- 令和8年 2月 埼玉県環境審議会諮問、指定告示

6. 現況

